

令和2年3月27日

新型コロナウイルス感染症の感染とその拡大の防止のための 県主催イベント及び県有施設の対応について（案）

1 県の現行の対応方針

（1）県主催イベント

- ① 県主催の一般県民が参加するイベントや集会を、原則、開催中止又は延期する。
- ② ただし、緊急性が高く、年度内に開催する必要があるもの、または、参加者の人数、属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等の観点から、開催が可能と思われるものについては、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合の対応

上記②により、個別の判断に基づき開催する場合には、参加者への手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、風邪のような症状のある方に参加しないよう依頼するなど、感染拡大の防止に向けた対策を徹底する。

（2）県有施設の臨時休館

令和2年2月28日（金）から当面の間、休館する。

（3）県有施設におけるイベント

- ① 県有施設において、多数の方が集まるようなイベントの実施が予定される場合、当該イベントの主催者に対して、国の方針も踏まえ、その中止、延期又は規模縮小等の検討をお願いする。
- ② 対象となるイベントは、3月31日までの間に実施するものとする。
- ③ 2月21日から3月31日までのイベントを、当該イベントの主催者が中止又は延期した場合、すでに納付された施設利用料については、全額還付する。

2 国の「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の状況分析・提言

3月19日（木）に出た状況分析・提言では、「日本国内の感染の状況については、引き続き、持ちこたえていますが、一部の地域で感染拡大がみられます。」とされている。

地域ごとの対応に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まっている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件（※）が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です

※① 換気の悪い密閉空間 ② 人の密集 ③ 近距離での会話や発声

3 本県の状況

PCR検査の実施件数は、3月27日9時現在で、841件、うち陽性は12件である。陽性者の中、2名の方は、既に退院している。

3月17日(火)、19日(木)に各1名の新型コロナ感染症患者が確認されたが、いずれも海外からの帰国者である。3月23日(月)に1名、24日(火)、26日(木)に各3名の患者が確認されたが、現時点では、集団感染(クラスター)が発生している状況ではない。ただし、12名の患者の中で、感染経路が不明な方が7名となっている。

また、国が発表した都道府県別新型コロナ患者数と住民基本台帳人口から、各都道府県人口10万人あたりの患者数を出した結果、3月26日現在、日本全体で0.88であるが、本県は0.23となっている。

以上から、現在の本県の状況は、感染状況が拡大傾向にある地域ではないと考えられるものの、一方で、感染経路が不明な人が過半を占めており、また最近その数が増えてきており、十分注意をする必要がある。

陽性患者数(累計)

14

12

10

8

6

4

2

0



4 今後の方針

県主催イベント及び県有施設の対応については、福岡県感染症危機管理対策委員会委員長や県医師会などの意見も踏まえ、感染経路が不明な患者が増えており、さらなる感染の拡大を防止するため、次のとおり取り扱うこととする。

(1) 県主催イベント

当面の間としていた、原則、開催中止又は延期する期間を、当面、4月19日(日)までとする。

ただし、緊急性が高いもの、参加者の人数、属性(高齢者、妊産婦、基礎疾患のある方)

及び限定の度合い（不特定多数かどうか）、開催地、会場の状況等の観点を踏まえた上で、国の専門家会議が示した「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」（別添）に掲げる項目を参考に、集団感染の発生のリスクを減らすための「3つの条件」がすべて同時に重ならないような対策を取れるものについては、個別にその開催の可否を判断する。

(2) 県有施設の臨時休館

当面の間としていた、県有施設の臨時休館の期間を、当面、4月19日（日）までとする。

(3) 県有施設におけるイベント

イベントを開催する主催者が4月19日（日）までに実施予定であったイベントについて、新型コロナウイルスの感染防止を理由に中止等の決定を行った場合は、既に納付された施設利用料の全額還付を行う。

(4) (1)～(3)について、全国及び県内の感染状況、国の対応状況を注視し、必要に応じ見直しを行う。